

生萱地区防災計画

令和7年4月

生萱地区自主防災会

目 次

第1	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2	組織
1	組織の編成及び任務
2	役員
3	班の設置と活動内容
第3	平常時の行動計画・・・・・・・・・・・・・・・・
1	家庭における防災対策の推進
2	防災知識の普及啓発
3	地域における災害危険箇所の把握と避難場所の周知
4	住民の安否確認と家屋等の被害状況の調査
5	要配慮者と避難行動要支援者に対する支援体制の整備
6	防災訓練
7	防災資機材の整備と飲食料等の備蓄
第4	水害のおそれのある場合の対応
第5	土砂災害のおそれのある場合の対応
第6	地震発生時の対応
第7	火災発生時の対応
第8	各種災害発生時の応急活動計画・・・・・・・・
1	災害情報等の収集と伝達
2	給食・給水活動
3	要配慮者と避難行動要支援者に対する支援
4	避難所外避難を行う住民への対応
	・別紙1 安否確認情報シート（常会用）
	・別紙2 安否確認集計シート（組用）
○	生萱地区自主防災会規約
○	防災資機材管理運営規程
○	防災資機材台帳
○	生萱地区自主防災会編成表（兼）生萱区緊急活動体制

第1 目 的

この計画は、平成25年6月、災害対策基本法改正において、地域コミュニティの地区居住者等による防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設されたことを策定したもので、生萱地区防災計画と称し、生萱地区防災組織（以下「本会」という。）として、防災活動に関する計画を定め、自助・共助によって、自然災害による人的・物的被害の発生及びその拡大を防止または低減することを目的とする。

第2 組織

1 組織の編成及び任務

災害時の応急活動を迅速かつ効率的に行うため組織を編成し、平常時から防災技術の習得や知識の向上に努める。

2 役員

本会に会長を置き、会長は応急活動時の指揮をとり、会長が不在の時は副会長がその職務を行う。

3 班の設置と活動内容

各種活動を円滑に実施するため班を設置し、各班に班長、副班長を置き、次の活動を行う。

No	班	平 常 時	災 害 時
1	総 務 班	①本会の運営全般 ②避難行動要支援者等の把握 ③新型コロナウイルス感染症対策	①被害状況の集計 ②在宅避難者の把握 ③避難行動要支援者の支援 ④外部団体との連携等
2	情 報 班	①防災組織の普及啓発 ②安否確認・被害状況調査周知 ③情報収集伝達制度 ④防災マップの作成 ⑤危険箇所と避難場所等の周知	①住民安否・被害状況の収集 ②防災情報の収集と伝達 ③危険箇所の広報 ④避難者名簿の作成
3	避難誘導班	①避難場所の確認 ②避難経路の安全点検	①避難誘導 ②避難者の把握
4	救出・救護班	①救出救護訓練 ②資機材の整備 ③応急手当や衛生知識の普及 ④家庭内の防災対策の推進 ⑤炊き出し訓練	①捜索・救出・救護活動 ②防災機関への協力 ③要支援者等の安全確保 ④炊き出しと飲料水の確保 ⑤支援物資配分
5	交 通 班	①生活道路の安全点検 ②道路標識の確認	①非常線の設置 ②生活道路等の巡回 ③支援物資車両等の誘導
6	警備・消火班	①治安確保の確認 ②消火栓・消火用資機材の確認	①防災防犯巡視 ②初期消火活動
7	防 疫 班	①消毒用資材の確認 ②衛生環境の確保 ③感染症のリスク軽減対策	①消毒用薬剤、石灰の散布 ②避難場所へ消毒液等の配置
8	排 水 機 班	①機場点検と排水ポンプの試運転 ②機場室内の整備清掃 ③導水路の除塵	①内水排除活動 ②水利の確保

第3 平常時の防災対策の推進

1 家庭における防災対策の推進

(1) 家屋の耐震化

昭和56年5月31日以前に建築された住宅は、耐震診断を受け、基準に満たない場合は、耐震対策等に努める。

(2) 家具類の転倒防止とガラス類の飛散防止対策

家具類の転倒による負傷者を防ぐため、金具等で固定し、ガラスなどには飛散防止フィルムを貼付する。

(3) 非常食用食料の備蓄

災害時の物流の停止に対応するため、最低3日間分を備蓄する。

(4) 非常用持ち出し袋の準備

災害時に備え準備するとともに、誰が持ち出すかを決めておく。

(5) 家族の連絡方法

災害時に離れ離れになった家族の安否確認の方法や連絡方法、集合場所や避難場所を決めておく。

また、NTT災害用伝言ダイヤル「171」などの活用方法も習得しておく。

(6) 出火防止対策

次の点検項目により、出火防止に努める。

ア 点検項目

- ① 火気を使用する器具等の使用状況及びその周辺をの環境整理
- ② 灯油等の可燃性液体類の保管状況
- ③ 消火器具や消火薬剤の整備状況
- ④ 住宅及びその周辺の状況
- ⑤ 住宅用火災警報器の作動状況
- ⑥ 感震ブレーカーの作動状況

イ 消火用器具の配備

各家庭に消火器や消火バケツなどの消火用器具を備える

(7) マイタイムラインの作成

マイタイムラインを作成し、避難場所や避難所、避難のタイミングを明確化する。
初を

2 防災知識の普及啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、防災知識の普及啓発を行う。

(1) 普及啓発事項

普及啓発事項は、次のとおりとする。

- ア 本会及び生萱地区防災計画に関すること
- イ 災害から命を守る基礎教育に関すること
- ウ 風水害、地震、火災等の災害対策に関すること
- エ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。

- オ 備蓄対策に関すること
- カ 避難行動要支援者の避難支援に関すること
- キ 避難所運営に関すること
- ク その他、防災に関すること

(2) 普及啓発の方法

防災組織の普及啓発は、次のとおりとする。

- ア 防災訓練
- イ 防災講座（千曲市役所の出前講座等）
- ウ 公共機関や生萱区で作成するチラシ等

(3) 実施回数

毎年1回以上実施し、防災意識と意識の高揚を図る。

3 地域における災害危険箇所の把握と避難場所の周知

- (1) 地域防災マップにより危険な場所、過去に発生した災害現場や消火栓の場所を確認する。

(2) 避難場所

ア 生萱区の避難地

- ① 生萱公園
- ② 生萱公民館 駐車場前

イ 生萱区の避難所（指定避難所）

- ① 東部体育館（収容可能人数 270人）
- ② 東小学校体育館（収容可能人数 450人）
- ③ 屋代中学校体育館（収容可能人数 470人）

ウ 福祉避難所（高齢者・障がい者・妊産婦などの要配慮者向け避難所）

- ① 東小学校体育館（収容可能人数 450人）
- ② 屋代中学校体育館（収容可能人数 470人）

なお、地震発生時は、各組で選定した次の集合地に一時避難し、区民の安否確認と家屋等の被害状況を調査し、組長に報告する。

組	常会	集合場所	報告者（常会長）
宮崎組	宮崎1東	宮崎組掲示板付近	
	宮崎1西	生仁橋	
	宮崎1南	本誓寺橋	
	宮崎1北	生仁橋	
	宮崎2	有久保電機さん付近	
大門組	大門3	島田酒店さん付近	
	大門4	生萱公民館前	
本生萱組	本生萱⑤・⑥	埴科縣神社参道昇り口	
	本生萱5・⑥		
石原組	石原7	生萱東（デマンド型乗合タクシー停留所）	
	石原8		

4 区民の安否確認と家屋等の被害状況の調査

住民の安否確認と家屋等の被害状況を把握するため、各常会において次の活動を行う。

(1) 事前準備事項

ア 常会員の名簿を作成し、避難者の把握を行う

イ 要配慮者の個別避難計画を確認し共有する

(2) 「安否確認情報シート」（常会用）」の準備及び活用（別紙1）

ア 日時、避難所名、常会名、常会長名を記載する

イ 全常会員の氏名を記載する

(3) 「安否確認集計シート（組用）」の準備及び活用（別紙2）

ア 日時、常会名、避難所名、組長名を記載する

イ 各常会から報告された別紙1を集計し、本会会長に報告する

5 要配慮者と避難行動要支援者に対する支援体制の整備

要配慮者の健康状態や介護・障がいの程度、また日頃自宅で生活している場所等の把握に努めるとともに、民生児童委員・千曲市高齢福祉課などと協力して避難行動要支援者の「個別避難計画」を作成する。

6 防災訓練

災害発生時の被害の軽減と応急活動を円滑に行うため防災訓練を実施し、情報収集・伝達、出火防止、初期消火、救出・救護、避難誘導、炊き出し等を迅速かつ的確に行えるよう習熟する。

(1) 区民と協議し、目的や内容を明確な訓練実施計画を作成する。

(2) 訓練の種別

訓練は、総合訓練、個別訓練とし、要配慮者対策を含めて実施する。

ア 総合訓練は、生萱区総合訓練とし、個別訓練を総合的に行うものとする

イ 個別訓練の種類

生萱区において充実を必要とする訓練を1回以上、本会で定めた日に実施し、災害対応力を高める。

① 避難誘導訓練

④ 炊き出し訓練

⑦ その他

② 初期消火訓練

⑤ 避難所運営訓練

③ 情報収集・伝達訓練

⑥ 消火訓練

7 防災資機材の整備と飲食料等の備蓄

本会予算で、次の備蓄等を行う。

(1) 防災資機材を整備し、「防災資機材管理運営規程」及び「防災資機材台帳」により管理する。

(2) 飲食料を備蓄し、救出・救護班が消費期限等を管理する。

なお、更新する際は、防災訓練等で活用する。

(3) 炊き出しや発電機等の燃料を備蓄し、定期的に入れ替える。

第4 水害のおそれのある場合の対応

気象状況、降雨量、河川水位、短時間記録的大雨情報など、テレビやラジオ、インターネットなどで気象情報を収集し、現状を把握する。

なお、避難情報が発令された際は、速やかに東部体育館等に避難する。

(1) 浸水・洪水に備えて

ア 自宅への浸水防止（窓の目張り、土のうの積上げ、トイレの逆流防止）

イ 避難情報発令時は、要配慮者や避難行動要支援者の避難支援を行う

(2) 避難判断基準

ア 避難情報が発令された場合

イ 身の危険を察知した場合

(3) 避難時における留意事項

ア 運動靴や動きやすい服装で避難する。（着替え、替え靴を持参）

イ 冠水時は足元が見えないため、杖、傘などで足元を確認する

ウ 二次災害を考慮し、電気ブレーカーを落とし、ガスの元栓を締める。

(4) 避難してはいけない状況（2階以上または高い建物へ避難）

ア 浸水の深さが50cm以上の場合

イ 暴風雨の場合

ウ 河川が氾濫している場合

エ 深夜の単独避難

(5) 水害時の避難における留意事項

ア 道路の側溝やマンホールが見えにくいため、杖、傘などを持参し、足元を確認しながら避難する

イ 転倒時のケガ防止のため、両手に荷物を持たない

ウ 長靴は浸水すると動きにくくなるため、濡れても歩きやすい靴で避難する
（替えの靴と着替えを持参）

エ 浸水の深さ50cm以上では、歩行が困難なため、避難せず自宅の2階以上または高い建物の上階に避難する（常会長や組長に連絡をとる）

第5 土砂災害のおそれのある場合

気象状況、降雨量、短時間記録的大雨情報、大規模地震など、テレビやラジオ、インターネットなどで気象情報を収集し、現状を把握する。

(1) 土砂災害に備えて

ア ハザードマップを確認し、安全な場所までの経路の確認を行う

イ 避難情報発令時は、要配慮者や避難行動要支援者の避難支援を行う

(2) 避難判断基準

ア 避難情報が発令された場合

イ 身の危険を察知した場合

(3) 避難時における留意事項

ア 運動靴や動きやすい服装で避難する。（着替え、替え靴を持参）

イ 二次災害を考慮し、電気ブレーカーを落とし、ガスの元栓を締める。

第6 地震発生時の対応

身の安全を優先し、落下物から身を守る。揺れが多少収まったら、火の元の確認を行い窓や戸を開け、避難場所へ避難する。

また、緊急地震速報（Jアラート）、エリアメール、千曲市の防災行政無線などで地震の情報収集を行い、現状を把握する。

各常会の避難場所へ集合し、避難者の確認を行い各常会ごとに避難所へ避難する。

（1）大規模地震に備えて

ア 家具等が倒れないよう固定を行う

イ 破片等によるケガを防止するため、スリッパなどを用意する

ウ 地震発生後は、要配慮者や避難行動要支援者の避難支援を行う

（2）避難判断基準

ア 避難情報が発令された場合

イ 身の危険を察知した場合

（3）避難時における留意事項

ア 運動靴や動きやすい服装で避難する。（着替え、替え靴を持参）

イ 冠水時は足元が見えないため、杖、傘などで足元を確認する

ウ 二次災害を考慮し、電気ブレーカーを落とし、ガスの元栓を締める

（4）避難してはいけない状況（2階以上または高い建物へ避難）

ア 浸水の深さが50cm以上の場合

イ 暴風雨の場合

ウ 河川が氾濫している場合

エ 深夜の単独行動

（5）地震時における避難手順

ア 組の各常会は、安否確認と被害状況を調査し、集合地に一時避難する。

イ 集合地で余震が収まるのを待ち、自宅での生活が困難な住民は、東部体育館に避難し、それ以外の住民は帰宅する

第7 火災発生時の対応

火災が発生したら、次のとおり消火活動を行う。

（1）火災が発生した場合は、大声で近隣に知らせるとともに、次の事項を遵守し、初期消火を行う。

ア 消火活動は、2名以上で行うこと

イ 火災を確認した場合は、消火器や水バケツなどで直ちに初期消火を行い、炎が天井部に達した場合は、逃げ遅れを防ぐため直ちに脱出し、消火栓器具による消火活動に切り替えること

（2）本会会長が設置した生萱区災害対策本部は、次の対応を行う。

ア 火災の連絡を受けた場合の更埴消防署、千曲市消防団第二分団と生萱区自衛消防団への通報

イ 消火に必要な資機材と被害の少ない組からの人員の確保

第8 各種災害発生時の応急活動計画

各種災害発生時、本会会長は直ちに生萱区緊急災害対策本部を生萱公民館に設置し、各常会の応急活動の指揮及び組長との情報共有に努める。

1 災害情報等の収集と伝達

被害状況を正確かつ迅速に把握し、適切な対応を行うため、次により情報の収集・伝達を行う。

(1) 通信手段の整備

- ア 千曲市防災行政無線
- イ 千曲市ホームページ等
- ウ (株)信州ケーブルテレビジョン
- エ 屋代有線放送電話

(2) 災害情報の収集

生萱区災害対策本部は、防災行政無線などにより次の情報を収集する。

- ア 千曲市など行政機関からの情報
- イ 災害の詳細情報
- ウ 医療関連情報・救援情報（救助・給水等）
- エ その他

(3) 被災者の情報収集と伝達

被害状況調査の結果から、負傷者（要救助者）、死者、不明者の情報等を正確に集計し、本会会長に報告するとともに、救出活動が困難な事案は、千曲市役所災害対策本部に応援を要請する。

(4) 本会会長への情報伝達事項

- ア 安否確認内容と被害状況の集計結果（組内の被害状況含む）
- イ 在宅避難者の支援物資の数量
- ウ 千曲市等行政機関への申請等情報
- エ その他必要事項

2 給食・給水活動

飲食料や炊き出し等の燃料、生活必需品等を確保する。

自宅で避難生活を行う者（在宅避難者）は、燃料を節約するため食料を持ち寄り、協同で炊き出し等を行う。

なお、生萱区緊急災害対策本部は、支援物資の供給を受けた場合は、乳幼児や高齢者に配慮して配分する。

(1) 食料の確保

- ア 近隣の食料品店等から購入
- イ 支援物資の供給を依頼

(2) 飲料水及び生活用水の確保

- ア 給水車による水
- イ 支援物資等

3 要配慮者と避難行動要支援者に対する支援

(1) 災害時は、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援にあたり、人員が不足した場合は、生萱区災害対策本部に応援を要請する。

(2) 復興期は、食事、トイレ、入浴などの生活支援や、罹災証明申請などの行政機関への諸手続き等、可能な範囲で支援を行う

4 避難所外避難を行う区民への対応

安否確認を行う際に避難所外避難を行う旨を確認し、次の内容を伝える。

(1) 避難所外避難を行う時は、隣近所や常会長に行き先と連絡先を伝える。

(2) 避難所外避難を行う場所を確定した場合は、最寄りの指定避難所に、その場所と避難人員を申告する。

様式第6号（第5条関係）

備蓄計画

令和7年5月30日現在

No.	物品名	目標数	整備予定年度			備考
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	
1	飲料水(500ml)					消費期限 年
2	備蓄食料 (アルファ米、レトル食)	4	2	1	1	消費期限5年
3	毛布					
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※ 地区防災計画と整合していること。

※ 備蓄品は計画的にローリングストックを行うものとする。

《参考資料》（食料品等の備蓄品の目安）

【長野県及び千曲市の備蓄目標】

千曲市内において最も被害が大きいとされている糸魚川－静岡構造線断層帯の地震による最大想定避難所避難者数では、市民(全人口)の約13.5%となっており、食料品等の備蓄は3日分として、長野県1/3、千曲市1/3、市民1/3となっている。

【区・自治会の備蓄目標】

区・自治会の世帯数の2倍（一世帯2人した場合）の10%を目標に食料品等の備蓄を整備する。（1日分を備蓄）

例） 区・自治会の世帯数が400世帯の場合

【基準：80人(400世帯×2人)×10%=80人】

①飲料水 80人×3ℓ(1日/1人)=240ℓ(500mlの場合480本)

②食料 80人×3食(1日/1人)=240食